

34/100

設問1.

第1. 小問(1). 19/35

1. D及びEに原告適格が認められるためには、D及びEが本件許可処分取消訴訟公(行政事件訴訟法3条2項)において、本件許可処分の取消しを求めるとき「法律上の利益を有する者」といなければならない。

(1) 「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がなされることにより、自己の権利権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

D・Eは、本件許可処分の各权利人ではないから、D・Eに原告適格が認められるためには、本件許可処分がなされることにより、D・Eの法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることを要する。

2. 法では、D・Eには法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるといえるか。

(1) 当該処分の根拠法規が、これが帰属する不特定多数者の個別的な具体的利益を専ら一般の公益を吸収し、角解消することとせず、これが帰属する団体の個別的利益を保護する趣旨を含むと解される場合には、ここにいう利益も法律上保護された利益にあたりと解される。

(2) Dは法律上保護された利益を有するかについて。

Dは、本件許可処分がなされることにより自己が経営する墓地の経営悪化や廃業のおそれを受けることのない利益が侵害されるとして、かかる利益が法律上保護された利益にあたりと主張するものと考えられる。

了。 本件許可処分の根拠条項は、法10条1項である。法10条1項は、都道府県知事が許可処分をするにあたり許可要件を具体的に明文で規定してい

第

問

第

問

1 ない。しかし、~~墓地経営法は、墓地の管理が公衆衛生の見地から支障なく行われ~~
 2 ~~ることと目的としている(法1条)~~。したがって、~~墓地~~ 墓地経営には公益性と安定性が
 3 必要であり、墓地の経営者によって墓地の管理が不十分となることは、法の趣旨目的に
 4 てらして適切でないといえる。法1条も、このような見地から、墓地の管理が支障なく行
 5 われることを目的としたものと考えられる。したがって、~~法は、墓地の経営者の経営が悪化~~
 6 ~~せ~~ 墓地の経営者がその経営悪化や廃業をおそれうけることのない利益を保護しよ
 7 うとしたものと考えられる。 *何も答えていない 条文の抑付!!*

8 イ として、~~墓地の経営~~ 本件許可処分がなされた場合、その周辺地域に~~墓地~~ において墓
 9 地を経営する者は、~~以降継続的に~~ 近隣に競合する墓地が設け置されることに
 10 より自己の経営が悪化し、廃業をおそれ直接のうちにうけることとなる。したがって、法は
 11 墓地経営者の経営悪化、廃業をおそれうけないという利益をも(個別的利益として
 12 保護する趣旨を含むと解される。

13 ウ これに対してB市は、法は、墓地の経営者がその経営悪化や廃業をおそれう
 14 けることのない利益を(個別的公益として保護する趣旨は含まないと反論することがい
 15 考えられる。

16 しかし、~~墓地~~ 墓地経営には公益性と安定性が必要であるから、この見地から墓地経
 17 営者の経営主体にも事業の継続性を可能と十分見込めることが自ずと要求される。~~また~~
 18 ~~その経営主体を本件条例が制限することやを旨としている。しかし、これに反して~~
 19 ~~墓地経営~~ その結果、本件条例もその経営主体を制限しているのだから、墓地
 20 経営者の経営悪化、廃業をおそれうけない利益が(個別的公益にあつたという
 21 反論は言えられたい。

22 したがって、法は、墓地経営者が墓地の経営悪化や廃業をおそれうけることのない
 23 利益を法律上保護(個別的公益として保護する趣旨を含むといえる。

第

問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

エ. ㉑は、本件土地から約300メートル離れた位置にある土地で基地を経営しており、
本件許可処分により自己が経営する基地の経営悪化や廃業のおそれを受ける利益が
必然的に侵害されるおそれがある。
オ. よって、㉑は「法律上の利益を有する」といえ、原告資格が認められる。
㉒(3). ㉑は、法律上(保護された)利益を有するか。
㉑は、本件許可処分により、本件事業所周辺において生活環境及び衛生環境の
悪化が生じ、本件事業所の業務に支障を受ける利益が侵害されるとし、かかる利
益が法律上(保護された)利益にあたると主張することとされる。
ア. ㉑は本件許可処分の根拠条項である法10条1項は、具体的にその許可事
件を規定していない。しかし、法1条によれば、基地の法は、基地の管理が公
衆衛生の見地から支障なく行われることと目的としている。したがって、㉑の主張す
る利益は、相対的法規が(保護しようとする)利益に含まれる。
イ. ㉑は、公衆衛生の悪化により本件事業所の利用者は常時滞り
することもあることから、本件事業所の利用者は継続的に公衆衛生の悪化
により被害を受けることとなる。㉑は、このような状況におき、本件事業所の利用
者からの風評により本件事業所の業務に支障が生じることとなる。したがって、本
件事業所周辺において生活環境及び衛生環境の悪化が生じ、本件事業所の業務
に支障を受ける利益も、法1条(国別利益)として(保護する趣旨)であると主張。
ウ. これに対し、㉑は、生活環境及び衛生環境の悪化による本件事業所の業
務に支障を受ける利益は、国別利益として(保護する趣旨)を含まず、寧ろ一般の
公益として(保護する)こととすると反論することとされる。
しかし、生活環境及び衛生環境の悪化による支障は、本件許可処分によ
る直接的な被害。本件土地に近接すればするほど被害が増大する。したがって、これにより生じる

今日解説あり

第

問

業務上の支障は、もはや回復することの困難なものである。したがって、Bの反論は認められ
ず、本件事業所周辺における生活環境及び衛生環境の悪化をうけたいという利益は、
法律上保護された利益にあたる。

エ. Eは、本件土地から約80メートル離れた土地であり、D所有土地において本件事業所
を設置する者であり、本件許可処分がなされた場合には、(臭気等)の配置による悪臭の発
生・カラス・スズメ及び虫の発生・増殖により、自己の事業所の利用者への重大な影響を
必然的に生じおそれがあるといえる。

3. よって、D・E いずれも法律上保護された利益を有するが、「法律上の利益を有する者」
として原告適格が認められる。

第2. 11-10月(2).

12/40

1. 本件事業所は、本件条例13条2号に定め「^{1項}障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設」に該当する。し
たがって、本件事業所から100メートル以上離れていない場合は基地を設置しては
ならない(本件条例13条1項柱書)。それにもかかわらず、本件事業所から80メ
ートル未満としたため、本件事業所の敷地から80メートルの距離しか離れていない
本件土地における本件基地の経営を許可し、本件許可処分は違法であるとEは
主張ねと考えられる。

2. これに対しBは、本件~~条例~~13条1項柱書ただし書きにおいて、~~公衆衛生~~
~~土地~~公衆の福祉の見地から支障がないと認めるときは、なお本件許可処分を行
う裁量が認められているから、本件許可処分をすること違法ではないと反論するこ
とが考えられる。

2. さらにEは、本件申請はA名義となされているものの、基地の経営主(本件)実質的
に於てCであることを理由にその違法性を主張することと考えられる。すなわち、本件

第

問

基地の経営主は本がCである場合、本件基地の経営主は本であるCが、本件土地の所有権を
 有し、かつ当該 ていることを要する(本件条例13条3項)。しかし、本件土地はAが所有
 であるから、本件許可処分はどの言可要件をみたしておらず違法であるという主張である。

これに対しB市は、本件基地における経営主(本はAであるが、本件許可処分は
 同項の要件をみたすと反論することが考えられる。確かに、本件基地はAとCの協力をうけて
 本件基地の経営を行うのであるが、AはCからの融資を受けるにとどまらず、本件説明
 会を開催したのもAである以上、本件基地の経営主(本をCとみることも可能)と見な
 えるからである。

3. ~~も~~ もっとも、Eは「自己の法律上の利益に関係のない違法」(行政事件訴訟法10
 条1項)を主張するものとして、上記主張をすることが制限されると思われる。

(1). この点、公益上の利益に関する違法については、「自己の法律上の利益とに
 関係のない違法」とはいえないと解すべきである。

なぜなら、法は、公益上の利益を保護する趣旨を規定されたものであり、これを満たす
 場合にはこれによる損害を生じさせることの責任を問わないとするにすぎない以上、公益上の
 利益をに違反する場合にはこれによる損害を生じるおそれが一一般に存在するといえる
 からである。

(2). 法13条に規定された要件はいずれも、基地経営の公益性・安定性から要求される
 ものである。「自己の法律上の利益に関係のない違法」とはいえない。

(3) よって、Eは上記主張をすることが許される。

設問2.

第1. Aは、本件基地の設置にあたっては植栽を行うなど周辺生活環境と調和す
 るよう十分配慮しているから、「公共の福祉の見地から支障がない」(本件条例13条1項
 柱要ただし書き)ので、本件自不許可処分がされるのは違法であると主張すると

（第 問）

1	が考えられる。
2	
3	これに対してB市は、 本件不許可決定が違法であるとして、 本件条例13条1項ただし書きの
4	要件をみたすかどうかは B市の裁量 の判断にB市の裁量が認められるとしても、 <u>周辺の地域</u>
5	の住民の対応等も加味すればなお本件基地の設置は公益上の支障があると反論すること
6	が考えられる。
7	第2 第2. 五は、本件基地の設置により基地経営に悪影響が生じることと、法の趣旨に反す
8	ることとなるから違法であると主張することが考えられる。
9	これに対しB市は、本件基地の設置がなされる以前から空き区画が存在している
10	が、いまだその基地経営に悪影響が生じていない以上、なお法の趣旨に反しない
11	と反論することが考えられる。
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

② 1/9
③ 1/3
④ 0

設問1 小問(1)

17/35

1. B市長が本件申請(法10条1項)に対する本件許可処分(法10条1項)をAに対して行う場合の、D、Eが本件許可処分の取消訴訟(行政事件訴訟法(以下「~~行政訴訟法~~」^{行政事件訴訟法})(3条2項)の原告適格(9条1項)を有するか。DEは、処分の名義人以外の第三者であるため問題となる。

「法律上の利益を有する者」(9条1項)とは、処分にたり自己の~~権利利益~~^{法律上保護される利益}を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。^{客観的}

法律上保護される不特定多数者の利益が法律上保護されているのは、処分根拠法規が、その利益を一般公益に吸収解消せざるのみならず、具体的利益として保護している場合である。^{客観的}

そして、その判断は、9条2項による。

2. Dについて

Dは、上記取消訴訟の原告適格があるとして、墓地経営者等としての競業者の利益は、法10条1項が、具体的利益として保護していると主張する。

本件条例は法10条1項の許可要件や手続につき、少なくとも最低限遵守しなければならない事項を具体的に定めたものであるため、本件条例について検討する。

本件条例は、墓地等の経営主体を原則として、地方公共団体とし、B市内に設けられた事務所に設置

第

2

問

（第2問）

1 にか、3年を経過した宗教法人等をも、経営主体と認
2 めている。

3 これ際、墓地等の管理費が、国民の宗教的感情に適合し
4 且つ公衆衛生その他公益の見地から支障なく行われる
5 という法1条の目的も達成するためには、永続的に存
6 続する経営主体の目的のしかりは、宗教法人等
7 限り、経営であるという法の目的が読みとれる。

8 として、本件条例6条は、事前の説明会の実施を義
9 務付けており、本件条例9条22(5)は、経営についての
10 規定範囲、同(2)(3)は、木造建築物等についての要員の
11 条件を求めている。

12 B市の反論としては、宗教事業の利益は、具体的には、法10条
13 1項からは読みとれない。仮に、読みとれるとしても、本件
14 条例9条22(4)の通り、100メートル以内の範囲のみで
15 あるとする。

16 しかし、上述の通り、法1条の趣意や本件条例3条、4条
17 9条、22(2)(3)(5)から、既存の墓地の安定な経
18 営も、法10条1項は、具体的利益として保護しており、
19 100メートル以内に限らず、新敷地に入り既存の墓地の
20 安定経営が望まれる土地の利益を保護していること
21 となる。

22 本件で、Dは、本件土地の約300メートル離れた位置
23 にあり土地にて10年前から小規模な墓士を営

（第2問）

1 望にかり、本件許可により、本件土地において大規模な基地
2 の開発が始まると、Dが経営する基地の経営悪化や
3 廃業の恐れがあるため、Dの既得地の経営悪化を免れたい
4 利益という。Dは原簿価格を支払う

3. Eについて

5 Eは、Eの所有する生活環境を¹⁷衛生環境について
6 利益地について、法10条は係争しているので、原簿価格
7 は認められず主張する

8 本件条例13条は2号に、Eの本件事業所は該土地、本件
9 土地から約50メートル離れた位置にあり、100メートル以内
10 であるので、原簿価格は認められずと主張するEは主張する

11 これに対して、同条は「²¹市区町村の財政的感念に基
12 づいて、かつ公衆衛生その他公共の福祉」に合致する場合に
13 あり、Eは、原簿価格を支払い、取得する

14 しかし、~~大規模な~~基地の開発が脚に及んでいるにもかかわらず、
15 大規模な基地を新設することにより、Aの経営も悪化し、周辺の
16 住民であるEの²⁵生活利益を害するおそれがある。

17 Eは法人であるが、Eの利益のために、Dの生活利益を
18 法10条は係争しているといえ、Eに原簿価格を
19 支払うべきである

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

(第2問)

主張する。

(2) それに対して、本件においては、本例条約13条12条に反し、
その趣意を以て違法事由は認められず。

(2) 然し、本件基地の用途を許可する旨の条約、DとEが
協力して本件条約所を条約のD所市に譲渡した
行為は、不当な理由に基づいており、
本件13条12条の条約をEは争う。Eの主張は
違法事由を主張するに足りる。

(2) 2. 本件許可規則の他の違法事由は、Eは、本件基地
の実際の用途は条約AではなくCであるので、本件
条約13条(1)に違反せず違法ではないと主張する。

本件において、適切な条約はAか主権はCの条約を
数条出さず、と主張する。Aは条約Cに比べて、
条約の趣意はCとする。

条約の趣意としては、条約Aは条約Cであり、
Cが協力したとしても、条約の趣意は条約Aに
なる。

3. Eは、自己の法律上の利益との関係で、
取消訴訟において主張できる。

10条1項は、取消訴訟において自己の法律上の利益に
ない違法を理由として取消を求めるとはできな
いとする。そこで「自己の法律上の利益」(10)の
意義が問題となる。

（第2問）

取消訴訟は、自己の権利の救済を求める主観訴訟であり、原告適格を基礎付ける利益と同一であると考えらる。

本件で、上記2つの違法事由は、下の違法利益を基礎付けられるという。なぜなら、違法利益の範囲制限はむしろ人のいし、経営主体が改めれば、違法利益の改定を要する。相手方の開帳であるが、違法利益を基礎付けるものであるからである。

したがって、右は、この全1の違法事由を主張できる。
説明2 15/25

1. 本件条例13条12(1)は、住家から100メートル以上離れていなければならないとしており、~~建物の敷地~~それにもあらず、その位置の反対側を境に無許可処分をすることは、違法である。

この点から、市は、法10条12は、様々な考慮要素を必要とする専門技術的判断が必要とする裁量処分である。また、本件条例は、最低限度のこれを定めており、100メートルより短かくするの違法利益を考慮して、不利な処分をしても違法であるといえ、~~無効~~ 反論する。

また、本件条例13条¹²(2)に於ては、本件条例13条は、取付に於ける。つまり、Aは、本件条例の設置と当該地、植栽を行うと、周囲の生活環境に~~支障~~支障を及ぼすに十分配慮してあり、このことを考慮

1/4

3/9

2/4

(第 2 問)

1	しあらず、既存の基地の保護も込つて
2	なのであるから、市内の既存の基地に対する経過
3	の新規を考慮するときは、併せて変えてい
4	たい。新条件不許可処分は、適法である。
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

LC

22/100

第1 設問1 (1) について

17/35

1. 原告適格について。

(1) 処分取消訴訟（以下、「行訴法」）3条2項の原告適格は、当該処分取消を求めにつき法律上の利益を有する者に認められる（行訴法9条1項）。法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護される利益を侵害され、若しくは必然的に侵害されるおそれがある者という。法律上保護される利益であるか否かは、当該処分の根拠法規に不特定多数者、~~具体的利益~~を専ら一般的公益に及び解消せしめにとどめず、個人の個別的利益といふこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解することによってあるか否かによって判断する。

(2) 処分の相手方以外の者について法律上の利益を有するか否かの判断は、行訴法9条2項に従う。D.Eは相手方と明記する

2. Dの原告適格の有無

Aを相手方とする本件許可処分取消訴訟についてDに原告適格が認められるか。

(1) Dは、本件許可処分によって、自己に経営する基地の経営悪化や廃業のおそれがある。

(2) 本件許可処分の根拠法規は、近隣の他の基地の経営の安定性を保護している。

本件許可処分は、法10条1項に基づきなされた処分である。

(3) B市からは、本件許可処分~~の~~根拠法規は、近隣基地の経営の安定性を保護するものではないとの反論が考えられる。以下、この点について検討する。

第

問

1 本件許可処分は、法10条1項に基づきなされた処分である。^法~~その法10条1項~~
2 ~~の許可要件を~~ 法は、墓地の管理等が公衆衛生の見地から支障なく行
3 われることをその目的としている（法1条）。墓地の経営が悪化すると、墓地の
4 管理が不十分となり、公衆衛生上の問題が^{法1条}発生するおそれがある。
5
6 法10条1項の許可要件や手続について少なくとも最低限度守らなければ
7 ならない事項を具体的に定め、本件条例においては、墓地の経営主体を制
8 限している（本件条例3条）。公益性と安定性が要求される墓地経営
9 において、この主体を無制限に認めると、劣悪な墓地環境や、過度に営利
10 的な墓地経営を行う者が現われ、公衆の福祉を害するおそれがあるためであ
11 る。
12 これら法令の趣旨・目的に照らすと、法10条1項は、近隣墓地の経営の
13 安定性を保護しているといえる。
14 (3) B市からは、法10条1項の趣旨によれば、近隣墓地の経営の安定性は、
15 一般的公益として保護されているにすぎないとの反論が考えられる。以下、この点に
16 ついて検討する。
17 本件条例3条1項各号は、墓地経営者の事務所がB市内の区域内に
18 所在することを定め、その保護範囲を限定している。また、本件許可
19 処分によって害される近隣墓地の経営安定性は、処分対象となる墓地
20 との距離が近接するほど、その侵害の程度は大きくなる。
21 したがって、法10条1項は、近隣墓地の経営安定性を一般的公益として
22 はなく、個人の個別的利益として保護している。
23 (4) Dは、本件土地から約300メートル離れたB市内の土地で、墓
地を経営する者である。したがって、Dの墓地経営の安定性は、法10条1項

第

問

に保護する法律上の利益にある。

(5) よって、Dは、本件処分により自己の法律上保護される利益を必然的に侵害されるおそれがある者として、本件許可処分の取消訴訟の原告適格が認められる。

3. Eの原告適格の有無

Aを相手方とする本件許可処分の取消訴訟についてEに原告適格が認められるか。

(1) Eは、本件許可処分によって、自己が経営する本件事業が所周辺の生活環境及び衛生環境の悪化を生じること、その業務に無祖むおそれを感じ受ける。

(2) B市からは、本件許可処分の根拠法は、本件基地が周辺の住民の生活環境および衛生環境を保護するものであるとの反論が考えられる。以下、この点について検討する。

法は、公衆衛生の見地から基地の管理等を支障なく行われることを目的としている(法1条)。本件条例は、基地の経営許可の申請に先立ち、説明会の開催を義務付け(本件条例6条)、申請書には、当該基地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした書面の添付を必要とし(本件条例9条2項4号)、住宅及び障害福祉サービス施設から100メートル離れた敷地に基地を新設設置することを定める(本件条例13条)。また、基地の構造設備については設置場所についても、周辺環境に配慮した基準を定めている(本件条例13、14条)。

これら法令の趣旨・目的に照らすと、法16条(項は、~~本件~~周辺住民の生活環境および衛生環境を保護しているという。

第

問

(3) さらにB市ハは、周辺住民の生活環境・衛生環境は、一般的利益として保護されるべきではないとの反論を考へらる。以下、この点について検討する。

本件許可処分によつて害される周辺住民の生活環境・衛生環境は、処分対象の基地に近接するほどの侵害の程度が大きくなる。また、一度侵害された環境に回復することは、著しく困難である。

これらで、法10条1項は、周辺住民の生活環境・衛生環境に一般的利益としてではなく、個人の個別的利益として保護している。

(4) Eは、本件土地から約80メートル以内には本件事業所2、陸奥福祉ケアバス事業を営む者がある。本件事業所の利用者は、住宅を居住者と変えられない事柄があり、これらの者の生活環境・衛生環境は害される。Eの事業経営に悪影響が生じる。

(5) おて、Eは、法律上の利益を有する者として、本件許可処分の取消訴訟の原告適格を認めらる。

解2 設問(2)について

4/40

1. 本件事業所バロ所有土地に存在することで本件条例13条1項の規定に違反するといふEの主張に対し、B市ハは、本件許可処分は、本件条例13条1項但書に~~あて~~、違法ではないとの反論を考へらる。しかし、本件土地周辺道路は、幅員がとれほど広くないため、乗客の自転車による渋滞の発生が予測され、また供物等の放置による臭気、害獣の発生が懸念される。これらで、本件条例13条1項但書にいう公衆衛生の観点から支障がないと認めらることはあてられない。

第

問

この点 さらには B市からは、本件事業^所若しくは、本件墓地の経営許可 阻止を目的
に設置したものであるから、本件事業所の存在は許可処分^の判断にあつて
考慮すべきではないとの反論が考えられる。しかし、本件事業所の移転は、
その必要性がないにも関わらず、本件墓地経営の阻止を図つてなされたもの
である。よって、本件許可処分をすることは、本件事業所が定員に近い利用
者^に日常的に利用されている状態に鑑みるとその存在を考慮しないことは、本件処
分の趣旨・目的からして、不適当である。

2. 本件墓地の実質的経営者は、AではなくCであるため、本件条例3条
に違反するとの主張に対し、B市からは、本件墓地経営にCが関与している
ことは事実であるが、本件土地はAの所有地で、処分にあつては手続もA
自身が行い、本件説明会もAが主催であるから、Cが実質的経営者である
とはいえない。また、Eは、当該主張を違法事由として主張しているとの反論が考
えられる。

違法事由としての主張が可能な事由は、自己の法律上の利益に関わるものに
限定されるとしても、本件墓地の経営者が誰であるかは、墓地経営の安定性とは
これによって生じる周辺住民への影響を考えた場合には重要な事実である。よって、
B市の反論は認められない。

3. Eは、以上の主張を行うべきである。

第3 設問2について。

1. Aからは、本件墓地の設置にあつては、本件条例14条2項を求め
られ、既に處を十分に行つており、^④周辺の生活環境、衛生環境の悪化
のおそれはないこと及び B市内の墓地は既に供給過剰気味であるため、

（第 問）

1	本件墓地の設置を原因とした D 経営の墓地の悪化は、生じないという主張が
2	考えられる。
3	
4	以上。
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

20
11/100

第1. 設問) 1 (小問) 1)

35

1. 取消訴訟の原告適格が認められた場合には、当該処分を取消を求めるとき「法律上の利益を有する者」といふべきである。
以下「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下略法) 9条1項)。

以下「法律上の利益を有する者」とは、当該処分は行政法規(ニ依り) 行政法規に、法律上の利益を侵害し、又は必然的に侵害するおそれがある者といふべきである。当該処分は行政法規に、不特定多数者の共同の利益を害し、一般の公益の中に明瞭に解消し得るに乏しく、それが「特定の個人又は個人別利益」として保護する趣旨を合致する場合に於て、これを認めよう。

(2) 3
(3) 3

~~取消訴訟~~ 以下、処分の取消を以てして判断する場合、9条2項の原告適格に当たるとするべきである。

2. Dに於いて。

権利の侵害の認定

(1) 事件訴訟の原告の根拠となる法10条第1項は、基礎税額計算の具体的要件を定めており、また、事件訴訟は、法10条1項の要件や手段について定められておらず、少なくとも最低限度に於ける事項を具体的に定めたものという法的性質を有する(権利)

(5) 1

(2) 事件訴訟3条1項は、基礎等を計算するに当たっては、原則として地方公共団体、例外として宗教法人(1号)、公益社団法人、公益財団法人(2号)を認めよう。

(8) 1

(第問)

（第 問）

このことから、基地経営には、公益性と安定性が必要であると認め
られる。よ、この公益性と安定性が保障されず、基地
の経営者の経営悪化という事態を招いてしまうと、基地の管理が不十分
となり、公益衛生、その他公益への福祉の観点から問題を生じ
ると考えられる。
(法1条)

したがって、本件法Aの第11条は、基地経営（につき）保護の趣旨を
含んでいるといえる。このように、経営者の行為が公益に明らかな被害
を及ぼす場合には、基地経営の経営悪化は、特に経営者の行為を抑制
するものとして、基地管理の不十分から公益衛生、環境衛生
等に不利が及ぶおそれがある。第11条2項が飲料水を汚染する
おそれがある場合に設置するとしていっていることが、本件法A
にある。

したがって、基地経営につき、一般の公益の中に明らかな被害が生じ
るといえる。個人個人の個別の利益として保護の趣旨を包含する
といえる。

(3) 本件Dは、本件土地から約300メートルしか離れていない
位置で、約10年前から基地の経営を行うとされている。よ、既に
Dの基地は余り早くから、公益区画が定められている状況である。
このように状況であるにもかかわらず、本件基地の周りの大規模な
基地の経営が始まると、さらにDの経営は立ち行かなくなるとい
える。

よ、Dは「法律上の利益を有する者」として、原告適格が認め
られる。

（第 問）

3. Eについて、

基地の管理は土地所有者にあり

(1) 本件新築の第6条は、基地の設置等について、(2)ハに同じとせよとの説明を附し、その内容を市長に報告せよとの義務を課す。

この趣旨は、基地の周辺の住民等に於て、基地の管理の公益性、安全性を高め、生活環境や衛生環境に悪影響が及ぶこととを防止し、土地の~~利用~~点にあると認められる。

(2) 土地の~~利用~~点、B市は、障害福祉サービス事業を営むことにより

(2) 土地の~~利用~~点、B市は、障害福祉サービス事業を営むことにより、生活環境や衛生環境に悪影響が生じると、周辺の住民の身体、心には生命に危険が及ぶと認められる。

(3) 土地の~~利用~~点、B市は、障害福祉サービス事業を営むことにより、生活環境や衛生環境に悪影響が生じると、周辺の住民の身体、心には生命に危険が及ぶと認められる。

(3) 土地の~~利用~~点、B市は、障害福祉サービス事業を営むことにより、生活環境や衛生環境に悪影響が生じると、周辺の住民の身体、心には生命に危険が及ぶと認められる。

(4) 土地の~~利用~~点、B市は、障害福祉サービス事業を営むことにより、生活環境や衛生環境に悪影響が生じると、周辺の住民の身体、心には生命に危険が及ぶと認められる。

よって、Eに原告の請求が認められる。

第2. 設問1. 小問(2) 7/40

1. Eは、Eの事業所が、条例13条1項2号に該当するものと認められ、本件土地からX-1の位置にあるため、同条に違反するとして主張するところから認められる。

よって、B市は、Eが、事業所を同所に移転したと認められる。

第

3月23日 2-~~2~~¹ 2-~~2~~¹ 2-~~2~~¹

經營許可證阻止了外國人。美國人 = 所有土地 = 農業所在
設置了工廠主張阻止了。

[illegible]

Sf Au - 1992 24 12 7026-8221722).

Cは若地用木材の製造等と相対的に有利、 $\therefore C = A + B$
 7211。

この二封は、昨午に、官廳の担当者 ~~から~~ 宛て、宛先法人（新山洋行）
（改 13）A 社とに送附された。 法務局

3. かつ、取消訴訟が、本訴訴訟と同一主として認めらる。自己利益に
関係する事柄を理由として取消しを求めるとは
不可（10条1項）。~~取消訴訟は不可。~~

(12) 2. 2の半長に1より、~~1より~~ 定規の長さより、Aより
 万 (12) 1. Eの法則の半長に1より、定規の長さより、Aより
 Eは、2の半長に1より、定規の長さより、Aより

第3. 1 间隔 2.

1. 不许可理由(7) 1267 c2.

(1) A は、本基底の位置により、挿入を繰り返す。周回の手詰り状態と周回が終了した状態に一致しない。本言の理由により

問

~~29A-5272d.~~

(1) $\therefore$ 此交点为 $C(2, 2)$. 依题意知, 此点是正方形中心.

$\frac{3}{4}$ 29 6 $\frac{3}{4}$ 12 互折と可倍付.

2. (1) 12.702

U/t

37
~~37~~/100



第
問

13
第1. 設問1. ~~10~~/35 D.Eのオミツケ
1. ~~世の原告資格に~~ 明記
行政事件訴訟法(以下. 行訴)9条1項の「法律上の利益を有する者」とは、
行政処分を定めた法規によつて、自己の権利若しくは法律上保護される利益が
侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者という。 ^{② 3}
それ、処分の各家人
以外の第三者が原告資格を主張する場合には、行政処分の根拠
法規が、不特定多数者の具體的利益をもたら一般の公益に吸収
解消せしめるに留めず、それから帰属する個人の個別的利益として保護
する趣旨を含むと解される場合には、2のよう^{利益を}に、法律上保護された
利益にあつたと解する。^{① 0}
その判断に当たっては、行訴9条2項の要素を
考慮する。^{1/3}
11) Dに於て。
Dは、~~被侵害利益~~ 本件墓地の経営が始まりと、自らの墓地経営
が支障を受けることと懸念し、そこから、被侵害利益として、自らの財産権
を念頭に置いている。^{③ 3}
本件許可処分の根拠法規は、墓地埋葬等に関する法律(以下「法」)
10条1項である。
法1条は、墓地の管理・埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、
又公衆衛生の保護を目的として、競争を禁止し、墓地を經營する
上で競争する者の財産権を保護することを目的とされている。^{④ 0}
そして、関連法令である「市墓地等の經營の許可等に関する
条例(以下「条例」)を参照する。しかし、条例の規定にも、競争者の
財産権を保護する趣旨の規定は見当たらない。^{⑤ ⑥}

（問）第

したがって、Dの主張する被侵害利益である競合者の財産権は、~~不特定多数~~の
の根拠法規が、不特定多数者の具体的利益として保護しているとみられる。

よって、Dは「法律上保護される利益」が足りず、原告適格は認められず。

(2) Eについて。

Eは、本件事業所周辺において、生活環境及び衛生環境の悪化
が生じていることを懸念しており、健康被害が発生することを主張しているから、
被侵害利益として、Eの事業所を利用する者の生命・~~身体~~の安全を念頭に
置いている。

本件許可処分が根拠法規は、法10条1項である。

法1条は、墓地の管理・埋葬が、公衆衛生の見地から支障なく行われる
ことを目的としており、根拠法規は法10条1項が、~~利用者の~~生命・
身体~~の安全~~を不特定多数者の具体的利益として保護していることがわかる。
よって、それが、一般的公益に吸収・解消されるに過ぎず、個々の個別的
利益として保護されているとはいえない。

22で、関係法令は、条例をみると、~~条例~~13条2項は、
墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置することを
求めている、健康に直結する飲料水の汚染を防止しようとしているから、生命・
身体~~の安全~~を保護しようとしていることがわかる。また、条例14条1項
2号は、雨水の停滞を防止する排水路の設置を要求し、14条1項
3号は、2号処理の圧力の設備の設置を要求している。これは、雨水
や2号が蓄積されることで細菌等が発生し、不衛生な環境が形成
されることを防止しようとしているのであるから、利用者の生命・身体~~の安全~~
を保護しようとしていることがわかる。

（第 問）

1 そい被侵害利益は、生命・身体^の安全であり、2のおうき利益は、
2 本件~~事業~~^{土地}から近ければ近いほど、そこで発生した~~衛生環境~~悪化の
3 影響を受け~~る~~性質を有する。また、一般的に、生命・身体^の安全は、一度
4 害を及ぼすと、回復が困難であり、金銭賠償~~等~~であり、重大
5 な性質を有する利益であるといえる。^{（これは被害の程度をいふ）}
6 したがって、根拠法規は、14条1項は、利用者の生命・身体^の安全を、専ら
7 一般的公益に吸収・解消させるに留め、~~それ~~が帰属する個人の個別的利益
8 とに保護する趣旨を含むと解する。^{（これを理解している!!）}
9 では、Eは、法14条1項において、生命・身体^の安全を保護する人等には
10 当たるか。
11 Eの本件事業所は、本件土地から約80メートルの距離に存在しているから、
12 衛生環境が悪化おそれる本件土地と近接している。また、Eの
13 事業所を利用している者は、日常的に施設を利用し、毎日通勤
14 して入所利用者のことから、実質的に~~住宅~~住宅の居住所と変わりか
15 ないといえる。この点について、B市からは、利用者はあくまで一時利用であ
16 り、継続的に利用している者~~ではない~~、という限り、生活環境
17 悪化の影響は受けている反論が予想されるが、前述のように、居住者
18 類似の実態があるから、妥当である。
19 したがって、Eは、法14条1項において、生命・身体^の安全を保護する
20 人等^に当たる。
21 以上より、Eの原告適格は認められる。
22 72. Eの本案主張について 10/40
23 11) Eは、本件事業所がD所有土地に存在するとして、

設問(2)

（第 問）

1 条例13条1項の規定に違反すると主張している。これに対しては、
2 B市の反論として、Eの事業所は、本件基地の経営許可を阻止
3 するため、D、Eが4効力として意図的に事業所を設置していることから、
4 この事例の場合には、3条1項違反を主張することは、信義則上許さ
5 れない反論が考えられる。D、Eには、妨害目的で事業所を設置
6 したと認められるから、この反論は認められる。

7 E) Bは、本件基地の実質的な経営者が、AのみでCの子と
8 主張している。これに対しては、B市の反論として、条例3条1
9 項の経営者を限定する趣旨は、死した人間を埋葬する
10 行為が、それだけ公益性が高く、~~また~~専門性が高い点から、
11 関係的意味、専門性が高い者が関与していかば問題はな
12 い反論が予想される。

13 本件では、Aは、宗教法人としてCが~~宗教~~施設を受け、本件
14 基地を経営することを承諾しており、その関与形態と十分である。
15 また、C自身も、基地用石の販売を行い、その利益から、
16 基地経営に通っており、便宜が良いといえる。

17 したがって、B市の反論は認められる。

18 第2 設問 2. 14/25

19 1. Aからは、市長の不許可処分は、裁量権の濫用と主張
20 しており、違法であると主張すると考えられる（行政訴訟）。

21 裁量権の行使に当たっては、広範な裁量が認められ
22 ながら、全く重要な事実の基礎を欠くか、社会通念上著しく妥当性
23 を欠く場合に限り違法である。



（第 問）

① (1) (イ) についで、
② 及び理由 (イ) は、本件墓地 ~~周囲~~ 周辺の生活環境及び衛生
③ 環境が悪化するおそれがあり、居住民らの反対が大きいことである。
④ A は、墓地周辺には植栽を行っており、十分に環境に
⑤ 配慮しているとして主張 ~~する~~ ことを考へた。また、本件墓地の
⑥ 周囲 100メートル以内には住宅の敷地はないのであるから、
⑦ 反対住民の声を過度に考慮することは、重要な事実の基礎を欠いて
⑧ いると主張することを考へた。
⑨ B 市の反論として、植栽を行っただけでは不十分であると住民が感
⑩ じていることから、配慮が不足しているとの反論が考へられた。
⑪ ~~代替案~~ 代替案の提示を求めた反対住民には対応しないのであるから、
⑫ これを容れることは、妥当である。
⑬ (2) (イ) についで、
⑭ 及び理由 (イ) は、他の B 市内の墓地の経営が悪化するこ
⑮ である。
⑯ A は、墓地を経営 ~~する~~ 際には自由競争が原則であり、
⑰ 新たな経営が悪化するとしても、それは、自らのサービス向上競争
⑱ 等の ~~中~~ 経営努力が不足に結果を ~~引き~~ 考へる必要がなく
⑲ して主張することを考へた。
⑳ B の反論としては、墓地経営は高度の公益性を有しており、
㉑ 墓地の経営状態が悪化しているとは、墓地管理が不適切であり、
㉒ 衛生環境が悪化するおそれがあるから、単なる経営上の問題に
㉓ 留まらず、この反論が考へられる。

① 4
② 3
③ 3
④ 9
⑤ 3
⑥ 3
⑦ 3
⑧ 3
⑨ 3
⑩ 3
⑪ 3
⑫ 3
⑬ 3
⑭ 3
⑮ 3
⑯ 3
⑰ 3
⑱ 3
㉑ 3
㉒ 3
㉓ 3

(第 問)

1	このように 2の反論はつては、そもそも
2	B市内の基地は供給過剰気味であり、空まが目立つ
3	ので、 ^{De} 経営状態を改善する必要がたのであり、問題
4	はなして考える。
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

34/100

第
本
問

(設問1) ①

12/35

1. 原告は、~~「公衆衛生の確保」~~「当該地区」の廃止を求め、
つて法律上の利益を有する(行訴法9条1項)に認めらる(2)、これは具体的に
12. 行政処分により、自己の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は
必然的に侵害されるおそれがある(3)から、D及びEは、本件処分の専断
ではないこと、このおそれの発生が法律上保護される利益の有無に
行訴法9条2項の考慮要するとして判断する。

2. 本件許可処分は、当該地区の招致を趣旨とし、法10号である。これ、法10号の
経営の許可等を行う事前手続について定まる(条例1号)は、法の附随規定
にある。

それは、Dの利益に何ら支障を及ぼさない

(2) 又、~~法13号~~条例13条1項は、墓地設置場所の条件として、毎月として
12. 公衆衛生の確保を要する。敷地面積100㎡以上敷地であることと要するが、
例外的に公衆衛生が確保される場合を除く。これは、敷地面積100㎡以上
敷地が設置された公衆衛生が確保されていることと前提としており、つまり、条例
公衆衛生の~~確保~~利益を認められている。

具体的には、13条2項は、飲料水の汚染を防止し、周辺住民の公衆衛生
の確保を図る。これは、墓地の構造設備について、

(3) 又、法14号と同様に、公衆衛生の利益を認め(4)、具体的には、
雨水の排水路、~~等~~(~~法~~条例14条^{1項}2項)、ごみ処理の設備(14条^{1項}3項)
周辺住民の生活環境との調和(条例14条2項)を求めている。

(4) 以上より、法10号は、生活環境、衛生環境の利益を保護している。

(5) ~~他方~~ これは、Dの主張する利益と本件に関係ない。

(6) 他方で、Dは、条例3号が墓地設置主体を限定するは、墓地増加になり

ロとEがゴチャゴチャしてて
読めない

④ 2

1 基地の設置が主たる目的とするものであり、~~その主張は~~ 法10条が基地の
2 安全の利益を保護しているとした。
3
4 しかし、B市の反論として、法10条の宗教的恐怖に基地が適合すること
5 を趣旨とするところ(法1条)、条例3条が基地設置の主体を制限する、専門
6 家たる宗教法人等に基地の設置を認めること、国民の宗教的 / 基地の
7 恐怖に適合する基地を主張するところ、
8
9 およ、法10条は国民の宗教的恐怖を保護する目的、基地設置の利
10 益を保護している。お、Eの主張は、法10条を保護していない。
11
12 3. もとも、法10条は保護する利益は、①法10条を保護する利益、②
13 公益に留まる、個別の利益としても保護するわけではない。Eの利益
14 は②個別の利益として保護されているか。
15
16 したが、条例13条は、~~基地~~^{施設} 100メートル以内での基地設置を禁止する。
17
18 したが、特定施設は、住宅と、障害福祉サービスと^{施設}に、個別の
19 に関連を求めている。
20
21 ② 然、条例6条は、基地設置の認否を義務付けており、これにより、上
22 記の施設が基地設置を~~禁止~~を知り、抗議の機会を保障する。
23
24 (3) およ、生活環境が最も重要について、国や地方の意見が、反復継
25 続的に強くおそれる。これにより、健康被害が生じる。そして、左記
26 言は、基地が近いほど被害が大きくなる以上、個別の被害を~~おそれる~~といふ。
27
28 (4) およ、法10条は、Eの主張は、生活環境、衛生環境の利益を個別の
29 利益として保護している。
30
31 4. もとも Eは、このような利益を有するが、争点にか問題とする。この点、
32 Eの使用地、土地は、本件基地が、おと近く、被害が反復継続的におこ
33

第

問

目的
保護目的
争点
おそれる

（第 問）

33. 又、利用者は数日間滞在することも、但し、仮設と同様に、継続的に利用する。

5. よし、Eは、施設が認可を受け、Dは認可を受ける。

(設問) (2)

17/40

第1. ~~第1.~~

1. Eは、本件施設がEの隣に福祉サービスの事業所と並ぶ距離に位置しており、100m以上離れていないこと、~~また~~ 本件認可及び条例13条1項2号の趣旨に

2. ~~また~~ B市の反論として、又、条例13条1項2号の趣旨は、法10条の保護、生活環境、衛生環境の利益を保障する点にある。

(2) ~~また~~ ^{また} Eは、この利益を享受する点に^{なく}なく、~~また~~ 本件施設設置は、^{条例} 13条1項2号の趣旨に^{ない}ない、とB市は主張する。

(3) 具体的には、Eが隣に福祉サービスの施設（以下、施設と称す）を設置する目的は、施設を運営する点にある。Dと並べ、施設を運営する点にある。

Aが本件施設を設置して、Dの基地の利益を享受し、施設を運営する点にある。このように、Eの目的の趣旨は、条例13条1項2号の趣旨とは異なる点にある。条例13条1項2号に、おいて、施設を運営する点にある。権利を享受する。Eは、^{条例} 13条1項2号が保護する利益を享受する点にある。

以上、Eの主張は認められる。

第2

1. Eは、本件施設は、施設を運営する点にある。施設を運営する点にある。Aと併し、施設設置の許可を受ける点にある。施設の運営主体はCである。

（第 問）

1 本件 町議事から 第13号1条と違反だと主張する
2
3 2. 4月市の反論として、第13号の趣旨は、国民の宗教的感情を害する
4 こと、墓地管理の専門者に経営を委託した点、そこでまた本件墓地はCと
5 共にAも運営行為として、Aが運営に加わっている。上記目的は達成されて
6 いる。Cが運営に加わっても、法の趣旨に反しない。
7 (ゆえに、葬儀全般の趣旨の趣旨も経営に加わっている。墓地の整備が可能
8 となる。また、法10号の趣旨は、生活環境・衛生環境の利益の擁護も目的
9 である。その主眼は認められるから
10 第3. 町
11 1. 既に述べたように「自己の法律上の利益に侵害の恐れ」を理由として
12 いるとして、主眼が利益に及ぼるから（第13号1条）
13 2. 以上の点、第1. 第2の主張は認められ、生活環境・衛生環境の利益、
14 宗教的感情を害するから利益である。これは、法が、又別の町議事以外で
15 加害する利益として保護している。
16
17 以上の第1. 第2の主張は、行政法14号1条(第1)に反するではない。
18
19 (疑問)
20 第1. (3) について
21 1. A Aは、第14号2条の「生活環境を調査」しているか否か、状況
22 を客観的に見て判断してあげてある。住民がどう思っているかという主観的
23 な事情を考慮して判断してあげてはならない。第14号2条に違反しない
と主張する。
2. B市の反論として、周辺住民の反対運動が激しくかかっている以上、

9 2
12 2
15 2
16 2
17
3
8
14

（第 問）

1 己のみな状況と ~~同じ~~ 生活環境と調和しているとして評価すべきでない。と主張する。 弱めサ配るから

2 第2 (1) について 他のもとの

3 1. Aは、法10条は、経営の悪影響を排除し、善い経営を強いる
4 ことを強要するとしていかに、(1)の主張は認められずとする。

5 2 如に Bは、善い経営の過剰な義務付けで経営の悪影響があると、善い
6 管理が難しくなり、法10条の保護する生活環境、衛生環境、利益を排除
7 と主張する。以上 ~~善い~~ この利益と保護するべきと、善いAは、善い
8 経営の悪影響と理由、本件不利益を下げた反論あり。